

## 平成30年度 総務環境委員会 行政視察報告書

### 1. 視察期間

平成30年7月25日（水）

### 2. 視察先

北海道札幌市モエレ沼公園

### 3. 視察項目

ごみ処理場の跡地利用について

### 4. 視察の目的

ごみ処理場の跡地利用として整備された公園の、整備の経緯や環境への取り組み等について視察する。

### 5. 視察内容

#### （1）概要

札幌市街地を公園や緑地で包み込む「環状グリーンベルト構想」における北東部の拠点として整備された総合公園。開発の経緯から環境自然公園ともよばれる。彫刻家イサム・ノグチの監修により1982年（昭和52年）着工、2005年（平成17年）オープンした。全体を一つの彫刻作品とするというコンセプトで、広大な敷地に幾何学的形態を多用した施設が配置されてる。そこでは自然と融合した景観を楽しむことができ、テニスコート、野球場、陸上競技場などの運動施設があり、冬には歩くスキー、モエレ山を利用したスキー、そり等のウインタースポーツが楽しめる。

再生可能エネルギーを利用した冷房システムを整備したガラスのピラミッドなどもあり、環境自然公園として機能している。また、地形的にモエレ沼及び内陸部を洪水時の遊水地として活用できる体制をとっている。

#### （2）開発の歴史

昭和53年：当地区に自然の三日月湖として残ったモエレ沼は、当時危機的な状況にあった。モエレ沼の保全を兼ねた大規模な水郷公園とするという構想に着手。

昭和54年：増大する不燃ごみの埋め立て処分地として活用した後、地下鉄工事等公共事業の建設残土の活用等を通して沼地内部を埋め立てる事に。

平成2年：ごみの埋め立ては平成2年まで続き、約71.2ヘクタール、273万6000トンのごみが埋め立てられた。同時に伏古川総合治水事業でモエレ沼周辺の沼地の浚渫が行われ、モエレ沼は192万トンの一時雨水貯留地となり、周辺地区を洪水から守っている。また公園全体も遊水地として避難所などの指定はしていない。

平成17年：一応の事業が完成し、グランドオープン。モエレ沼は野鳥が飛来する水郷公園として、埋め立て地は市民が憩える環境自然公園として開放され活用されている。



公園全景のジオラマ。中心部を含めて遊水地となる

## 6. 考察

モエレ沼公園は様々な経緯を経て、約30年の年月をかけて完成した環境自然公園である。昭和53年と言えば日本中が環境対策に躍起になっていた時期であり、また、大量消費・大量廃棄からくる埋め立てごみの処分にも取り組まざるを得なかった時期である。沼の環境対策と埋め立てごみの処分地の確保、これは行政にとってまたとない好機であったと考える。結果として平成2年までに273.6万トンのごみ埋め立てが進められたという事だった。

ここで注目すべきは埋め立て処分後の計画が明示されており、跡地利用を埋め立て事業開始時から計画していたという事である。紆余曲折がありイサム・ノグチ監修のランドデザインが取り入れられ、環境自然公園という位置づけになって完成した。

先に事業後の活用方針を決めてから埋め立て事業を進めたという事で、当然のように用地には限りがあるため、事業終了目安や処分量のキャパという事も考えて事業を開始したともいえる。

このことは総合計画などで、事後の評価のための指標や数値目標を予め準備して計画を立案する手法に似ていなくもない。高山市の埋め立て処分地の活用は、地元との約束でスポーツ公園的な事業を進めるとされているが、未だ地盤沈下の問題や埋め立てごみの不安定化などの問題を抱えて立ち往生している。

高山市の計画は、単にごみ焼却場建設促進のための道具、アメの分野で使われているといった批判もある。もっと地域の事、市民の事を考えるなら、跡地活用のランドデザインを考えるべきではないかと考える。前提は情報の共有と市民参加。内輪のデスクワークだけで物事を進めても住民の理解は得られない。

三福寺地域は古代からの歴史・文化の蓄積があり、後背地としての上野平や松森神社、環状列石等の遺跡もあり、三福寺山はかつての三福寺城址である。また、クリーンセンター下側には古代の横穴墓が発掘された地であり古墳も存在する。古代の廃寺跡が明確なものこの地である。

総務環境委員会が昨年この地の尾根筋を歩いて調査したが、自然に恵まれた非常に自然に親しめる環境として活用できる素地を持った地域であった。三福寺川を挟んで向かい合う愛崎山等とネットワークでつなぎ、遊歩道やスポーツ公園、自然観察、歴史文化の探訪等大きな視点でとらえたランドデザインが必要と考える。

今回、彼我の違いを視察し考察する中では、眼前の事象にばかり捕らわれるのではなく、将来を見据えた視点で計画を練る事の必要性を感じた。それにしても情報は公開するものではなく、市民と共有するものだという事である。それが住民参加、市民参加につながるという事ではないか。

## 平成30年度 総務環境委員会 行政視察報告書

### 1. 視察期間

平成30年7月26日（木）

### 2. 視察先

北海道虻田郡ニセコ町

### 3. 視察項目

ニセコ町まちづくり基本条例について

### 4. 視察の目的

ニセコ町では全国で一番早く「まちづくり基本条例＝自治基本条例」を制定している。さらに「育てる条例」と位置づけて、4年ごとに改正が行われている。具体的にどのような取り組みがなされてきたのかを視察し、高山市での自治基本条例制定の取り組みを推進することを目的とした。また、情報公開条例の内容も、先進的な取り組みがなされている。その内容を視察し、高山市の取り組みに生かすことを目的とした。

### 5. 視察内容

（1）「ニセコ町まちづくり基本条例」の概要（全町民配布のポケット版解説参照）

・条例全体を通じての解説として、次のように解説している。

○自治基本条例としての性格とは

本条例は、「自治」の「基本」となる意味で「自治基本条例」の概念を持つものです。今後この概念を自治の様々な実践の中で定着させていくことが、最も重要です。

○基本条例の制定理由とは

本町では、これまでの様々な取り組みを法令で裏打ちする為に本条例を制定しました。条例制定は自治の実践が基盤にあってこそ可能であると考えます。

○町民憲章との違いは

本条例は、理念、制度共に盛り込まれた総合的な条例であり、特に私たち町民の権利を明示し保護する点、並びに、わたしたち町民が権力機構に向けた規範である点で、従来の町民憲章とは性質を異にするものです。

○「育てる条例」としての位置づけとは

本条例は、時代や社会経済の状況に応じ、わたしたち町民で「育てていく条例」です。

○条例に罰則は

本条例は、自治の基本となるものです。条例の実効性は、わたしたち町民が自ら実践することにより保つものであり、そこにおいては罰則を必要としていません。

○本条例の運用により何が変わる

いままでのニセコの取り組みや実践を法令で裏打ちするためのものであり、町民の権利が侵害されたときに大きな力を発揮します。

#### ○条例の意図とは

本条例の制定意図は、まちづくりの基本的な考え方や仕組みを定めるものです。自治の理念を町の姿勢として計画に持つためのものです。

#### (2) ニセコ町まちづくりの取り組み

「基本概念」を「まちづくりのテーマ『住むことが誇りに思えるまちづくり』～暮らしやすさが実感できる、元気と安らぎのあるまちづくり～」とし、このテーマ具現化の保証とまちづくりの共通ルール、町の憲法として「ニセコ町まちづくり基本条例」を制定している。そのための2大原則として、「情報共有」と「住民参加」をまちづくりの2大原則として掲げ、次のように規定している。

| 情報共有                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 住民参加                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>原則</b>（まちづくり基本条例第2条）</p> <p>まちづくりは、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない</p> <p>関連条例（前文）</p> <p>個人の知る権利を保障するとともに町の説明責任を明らかにし、公正でわかりやすいまちづくりを推進する</p> <p><b>町民の権利</b>（まちづくり基本条例第3条）</p> <p>わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する</p> <p><b>町（議会、執行機関等）の責務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明責任（同第4条）</li> <li>・情報の収集及び管理（同第8条）</li> <li>・個人情報の保護（同第9条、ニセコ町個人情報保護条例）</li> </ul> | <p><b>原則</b>（まちづくり基本条例第5条）</p> <p>町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において町民の参加を保証する</p> <p><b>町民の権利</b>（同第10条）</p> <p>私たち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する未成年の町民の権利（同第11条）</p> <p>満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する</p> <p><b>議会、町長の責務</b>（同第17～35条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会は広く町民から意見を求める</li> <li>・町民の信託に応えた町政</li> <li>・町職員は「まちづくり専門スタッフ」</li> <li>・附属機関（審議会など）への公募委員配置</li> <li>・意見、要望、苦情などへの応答義務</li> </ul> <p><b>町民の責務</b>（同第12条）</p> <p>私たち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的見地に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない</p> |

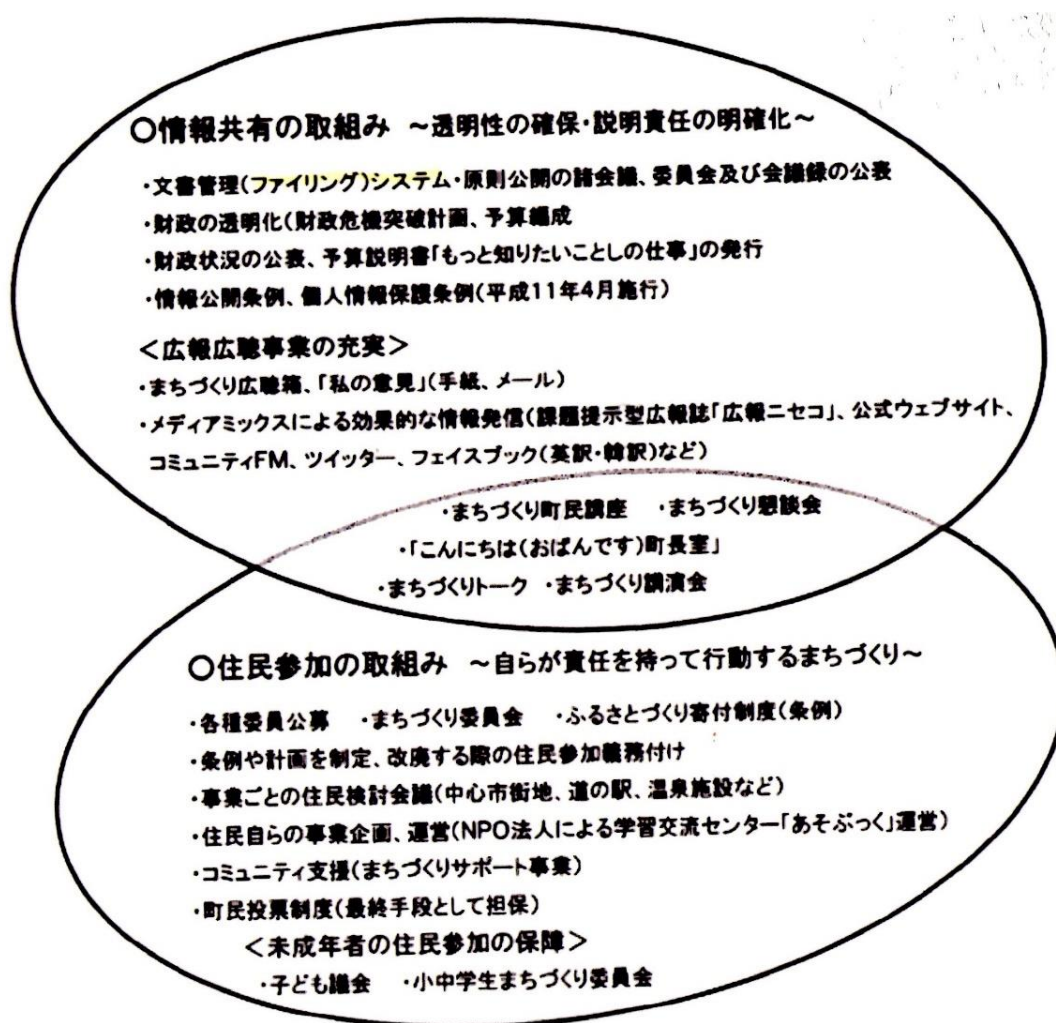
また、情報とは行政が管理し活用するもので、役所にある情報は住民のものと説明された。

- ・行政がわかっていないことを住民にわかってもらえ！
- ・行政用語を駆使して住民を丸め込むのが行政の仕事ではない！

そうした目線で基本概念の具現化に取り組むことを目的に、行政内部で検討を重ねていったと説明された。また、以下のような説明も受けた。

- ・これまでの取り組みをルール化する、すなわち実践を条例で裏打ちする作業
- ・第1期の見直しでは、議会の条項を入れた
- ・情報開示についてはアメリカでの実践例等を研究し、通常どこの自治体でもある記述「組織的に用いるもの」という開示制限は入れなかった
- ・これが情報開示の原則。平成11年9月の情報公開条例制定時から採用している
- ・「必要な情報は作っても出す」と山本課長は言い切られた

### (3) 基本概念の達成へ向けた実践の積み重ね（ニセコ町作成資料参照）



- ・基本概念達成のためどんなことを実践してきたのか

### 情報共有：透明性の確保・説明責任の明確化

#### ①ファイリングシステムの徹底：どんな情報でも5分で取り出せるシステムの確立

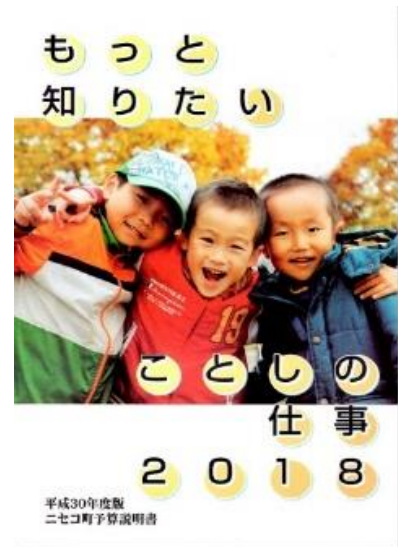
平成12年からファイリングシステムを導入。平成16年に文書管理条例制定。検索性を高め、文書の私物化を徹底的に排除し、文書の共有化で情報の活用へ。

#### ②財政状況の公表：予算説明書「もっと知りたいことしの仕事」で公表

町の予算は本来町民のもの。行政には毎年度の予算を町民にわかりやすく説明する義務がある。

平成7年度から作成し、毎年5月に町内全戸に配布。  
掲載方法は総合計画に基づいた事業の分野別に分け掲載。  
本書はすべての事業に加え、町の財政状況・町長や職員の給与状況も掲載。財源についても明示している。  
全国的に注目された予算説明書で、町の道路の修繕箇所なども、地図をつけて目で見てわかるようにするなどの工夫がみられる。

特に目を引くのが資料編での解説。グラフ化と丁寧な解説で情報を共有。イベント予定から諸手続きの案内、ごみの分別、庁舎案内など町政の総合ガイドブックの役割を果たしている。また、これにも巻末に「ニセコ町まちづくり基本条例」を掲載している。



### 住民参加：自らが責任を持って行動するまちづくり

#### ①各種委員の公募

#### ②住民参加の義務付け

#### ③未成年者の住民参加の保証 等

これらを通じて住民と共有したいのは、納得と協力のプロセスを大切にするという行政のスタンス。「行政と住民」ではなく「住民と住民」による対話を重視できる町。その上で最後は議会が決断する。議決責任を全うできる環境、すなわち議会の活動を重視する体制。条例ができたからではなく、条例で裏打ちすることに他ならない。

#### ○対話と情報共有を重視してきた事の成果

「クローズドデッキを備えた一般廃棄物最終処分場の建設の例」

広域で処理した焼却灰や燃やさないごみの埋め立て処理する施設。

建設地選定段階から積極的に町民と情報共有しながら進めた。

建設中は周辺住民から相当の批判や反対があった。その中で粘り強く対話。

反対活動をされた住民も、町の諸施策に深い理解を示され協力されている。

これは町が対話と情報共有を重視してきたことの成果の一つと言える。

#### ○気軽な参加～まちづくりトーク、こんにちは市長室、まちづくり懇談会

まちづくり懇談会は町の幹部が出張し懇談する場。

次年度予算づくりに反映する制度。

#### ○まちづくり委員会

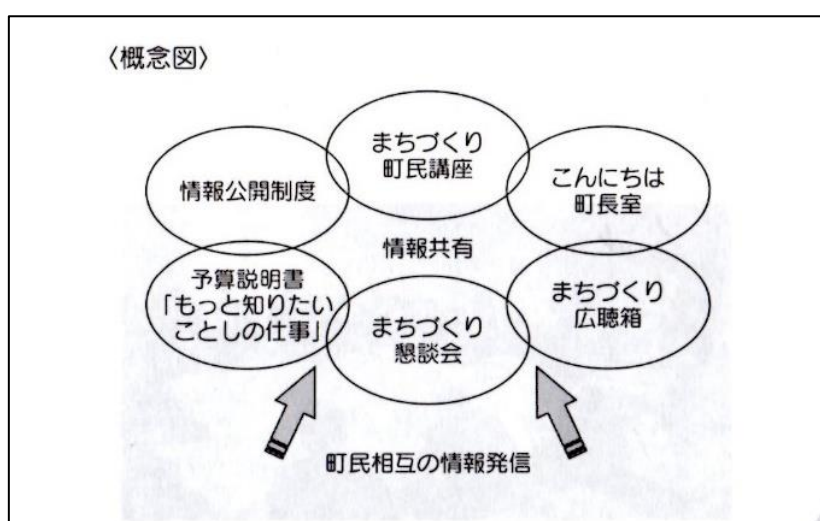
基本条例の理念に則り、町民が総合的にまちづくりを議論する場。

公募委員を含め10人、任期2年の組織。

検討中の事業や進行中の町の事業について意見交換。

事業評価の機能などが今後期待できる。

こうした環境の中、ニセコ町は「住民自治のための基本条例として、理念・権利・制度を将来に向けて発展させる努力」を続けている。



## 6. 考察

ニセコ町まちづくり基本条例は平成12年12月の制定である。また、情報公開条例は平成11年4月制定と説明された。当時から全国的に自治基本条例について議論があったところだが、自治法に則った行政運営を心がけている中で、なぜその様な条例が必要なのかと言われたことも覚えている。もう17～8年前の事である。いま改めてニセコ町まちづくり基本条例を調査して、その先進性につき納得した。特に基本条例に盛り込んだまちづくりの2大原則「情報共有」と「住民参加」については、行政が常日頃から留意して徹底することで「納得と協力のプロセス」を見える化し、最後は議会に決断してもらうという事になると説明された。その意味は、何も隠さない、徹底して共有して市民に向き合った議論を重ねるという姿ではないかと感じて来たところである。しかしこうも言われた。「まちづくり基本条例」の形骸化が進むのではないかと。それを防ぐための見直しは行ってきたのだとも。その辺が、今までやっていることを条例化で裏打ちをしたんだと言える自信のもとでもあるのかと感じた。よく言われることだが、その先の情報共有という考え方が真の住民参加を生み出す基ではないかと改めて感じた。そこには情報共有のためには「透明性の確保と説明責任の明確化」という考えを示し、特に情報公開の中身については、開示制限の条件をあえて明記せず原則公開の筋を貫かれた点も大きいのではないかと聞いてきた。また、ファイリングシステムの徹底により、他所の課へ行っても必要な情報は取り出せる

のかを点検したり、文書の検索性を上げる努力では30秒で取り出せるよう徹底しているとのことだった。

そうした取り組みの成果としてあげられた何点かは、情報共有による住民参加の結果生まれたものと言える。計画時からの情報共有と納得と協力のプロセスが活きた事例として、ごみ埋め立て処分地の建設と住民の協力の事例を解説されたが、高山市の新ごみ焼却場建設問題の混迷との比較で、改めて考えさせられた。高山市は当初からの情報共有と住民参加の機会が設定されなかったところに問題があったと、改めて認識したところである。

広大な市域を持つ高山市にとって、自治体経営の根幹を示す「まちづくり基本条例」の制定は必要不可欠な要素であり、ニセコ町が打ち出している「今までにやっている事、これからやろうとしている事を条例により裏打ちする」ように、様々な意味で自治体経営の根幹を市民に示していくことが、今高山市に求められている事ではないのだろうか。

行政の説明責任と議会の議決責任の重みを、自治体の中で改めて自覚する体制作りが必要であり、まちづくり基本条例(自治基本条例)、議会基本条例、総合計画の連携によるまちづくりの推進が望まれる。

## 平成30年度 総務環境委員会 行政視察報告書

### 1. 視察期間

平成30年7月27日（金）

### 2. 視察先

秋田県山本郡八峰町

### 3. 視察項目

八峰白神ジオパークについて

### 4. 視察の目的

飛驒山脈ジオパーク推進協議会は設立から2年目にあり、日本ジオパークへの認定に向けた取り組みの最中にある。日本一広大な面積である高山市において、このジオパークの対象となる関係地区及び関係人口としては、丹生川町、上宝町、奥飛驒温泉郷であり、この地域内の人口は7313人（平成30年4月現在、丹生川町4314人、上宝町と奥飛驒温泉郷2999人）である。今回の視察地である八峰町の人口は約7250人であることから、ジオパークの関係人口が同一に近いこと、また白神山地と飛驒山脈とその資源は山にあること、そして八峰白神ジオパーク推進協議会の組織は民間であること、すでに日本ジオパーク認定から4年を経過し、再認定審査では条件付き再認定の状況であるため、飛驒山脈ジオパーク推進協議会として、どのような活動の量と質が必要なのかについて考えることを目的とする。さらに、ガイド養成や組織の組み立て、そして住民への認知、意識付け、関わりの状況を聴き取る。

### 5. 視察内容

○八峰白神ジオパークとは

秋田県に在る、4つの日本ジオパーク（ゆざわジオパーク、鳥海山・飛島ジオパーク、男鹿半島・大湯ジオパーク、八峰白神ジオパーク）の内、最も北部の沿岸部で、男鹿半島より北部の日本海を沿うJR五能線と世界自然遺産の白神山地の一部を抱える場所である。また、秋田県内では日本海に面する最北部にあり、隣地は青森県である。

○八峰白神ジオパークについて

・認定までの経緯

平成21（2009）年 3月・・・ジオパークについての情報提供、講演会実施

平成22（2010）年 7月・・・八峰ジオパーク推進協議会設立

平成23（2011）年 5月・・・日本ジオパークネットワーク準会員登録

平成23（2011）年 8月・・・八峰白神ジオパーク推進協議会へ名称変更

平成24（2012）年 4月・・・日本ジオパーク委員会へ認定申請、以降にプレゼンと現地審査

平成24（2012）年 11月・・・9月に審査結果より認定となり、認定証

平成28（2016）年 11月・・・再認定審査、認定より4年を迎える

平成28（2016）年 12月・・・再認定審結果は条件付き再認定となる

平成30（2018）年 11月予定・・・条件付き再認定により、2年後に再審査される

・認定前段階での活動

平成23（2011）年

①ガイド養成講座 6件/参加者108人

②ジオツアー 12件/参加者108人

③出前授業 7件/参加者 186人

平成24（2012）年

①ガイド養成講座 3件/参加者33人

②ジオツアー 5件/参加者172人

③出前授業 3件/参加者 86人

・組織について

ジオパーク推進協議会の事務局長は八峰町役場の所掌課長が兼務

事務局は2名で専門員はいない

協議会の年間予算金額は約1000万円。ただし、設立当初は2000万円

連携団体として、八峰町白神ガイドの会とNPO法人白神ネイチャー協会

八峰町白神ガイドの会の実働会員は23名（男性14名、女性9名）

専門的知見として大学教授を招聘、費用等は町役場予算

・八峰町概要

①人口 7253人、3099世帯（2018年6月30日現在）

②面積 234.19km<sup>2</sup> 東西約19km、南北約24km

③森林は80%、農地10%

④産業構造 第1次 21.1%/第2次 25.7%/第3次 53.2%（平成27年国調）

⑤歳出決算規模 63.5億円（平成28年度決算）

⑥財政力指数 0.16（平成28年度決算）、財調積立金 28.4億円

・まとめ

（1）八峰白神ジオパークは平成5（1993）年、世界自然遺産に白神山地が認定されたことが契機となり、標高1100m附近までの山地にはブナ天然林が群生し、江戸時代から伐採をとめて現在に至る。こうした山地形成はこの地形・地質によるもので、海岸部の様子からも観察できる。

白神山地の二ツ森（世界遺産地域）山頂から海岸部までは直線で約12km程度である。また、ジオパークとしてのジオサイトは21か所で、いずれのサイトも二ツ森山頂を基点に半径約20km圏内に集中している構成である。

(2) ジオサイトとしては3つの分類に区分され、一つは地形・地質のサイト、二つ目は歴史・文化のサイト、三つ目は生態系サイトである。地質・地形は13サイト、歴史・文化は7サイト、生態系は1サイトで、ビューポイントは山地に2か所、海岸部に3か所の計5か所である。

(3) 日本ジオパークに認定されている地域は2018年4月現在、43地域であり、準会員として認定を目指す地域は18地域である。2017年12月22日の日本ジオパーク再認定審査の結果、茨城北ジオパークは認定取り消しとなった。この公表結果では民間主導の組織において、関係者間の連携不足、協議会や事務局の運営体制の脆弱さ、拠点施設の整備やジオストーリーの開拓不足、ジオパークとして共有できる基本計画・実施計画がないこと、そして、保全・教育・ジオツーリズム・ネットワーク活動等の柱が不明確と指摘され、取り消しとなったことに注視したい。

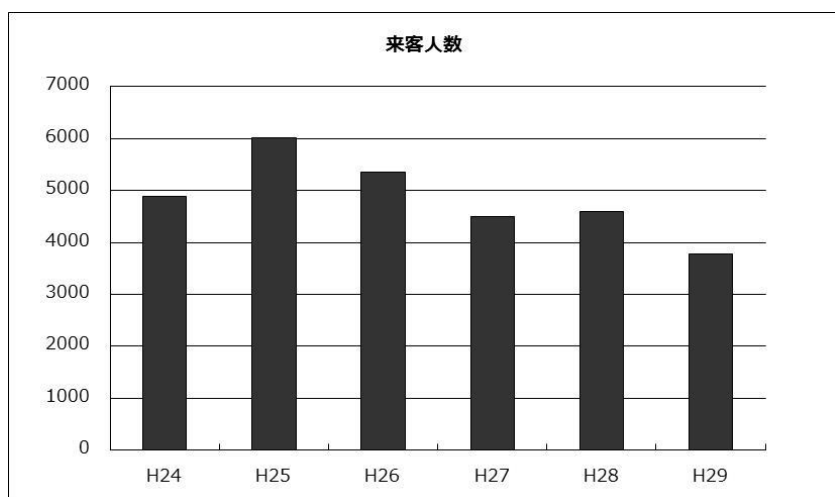
(4) 2016年12月9日の同委員会再認定審査結果には、視察地である八峰白神ジオパークの条件付再認定になった事項が公表されている。その中では、小さな町のスケールメリットを活かし、地域の様々な主体が互いに顔の見える連携を築きながらジオパーク活動を展開し推進している。しかしながら、ジオサイトの価値評価や保全方法において科学的な裏付けが不足し、ジオストーリーの明確化、ジオサイトへの看板やわかりやすい解説版の設置、ガイドスキルの向上など、十分な進展がみられなかったと記されている。

(5) 日本ジオパーク再認定審査方針および審査手順（2018年5月19日）によれば、日本ジオパークネットワークのメンバーにふさわしい地域で地質遺産の保全、活用の仕組みと取り組みとともに、前回審査時からのジオパーク活動の進展などについても審査するとしている。このように、地域としてジオパークの活動が質・量ともに充実し続けられる、つまり、持続可能性を新規認定審査前から、将来の展開を十分に予測することを意図している。

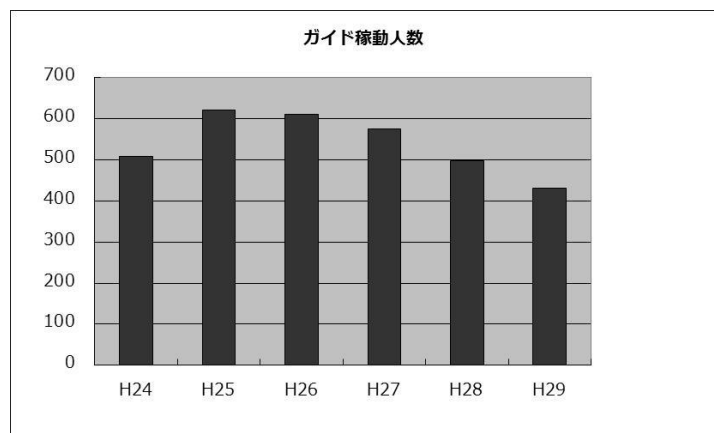
(6) ジオサイトは次の6か所に来客が集中している。

①二つ森 ②十二湖 ③留山 ④御所の台 ⑤海 ⑥三十釜

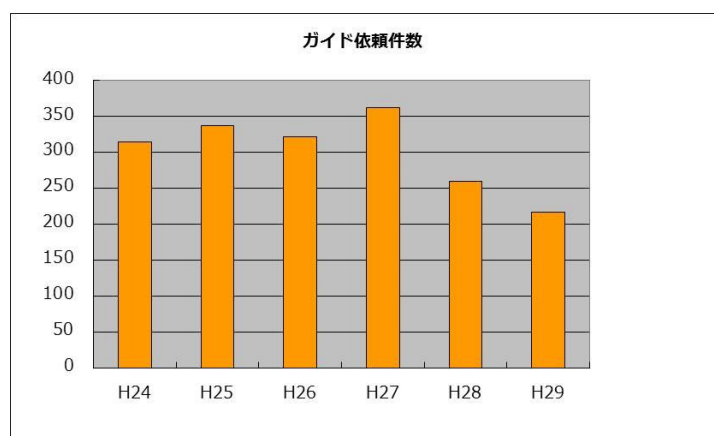
特に、③留山サイトの来場が過半程度であり、距離・時間の手軽さとブナ原生林の魅力にある。



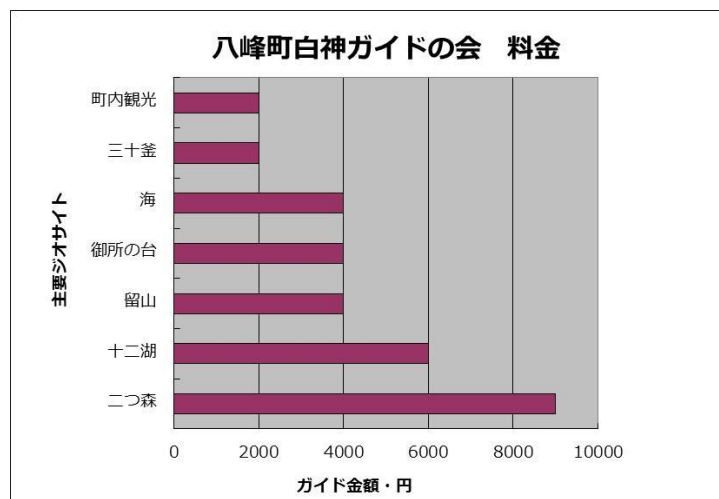
(7) 世界自然遺産の白神山地ガイド「ぶなっこ自然環境指導員」を前身とした「八峰白神ガイドの会」がガイドをしている。登録会員71名で、実働稼働会員23名により支えられる。



(8) 新規認定から4年経過したところで、ガイド依頼件数と稼働人数の減少傾向がある。



(9) 学校関係の自然学習等で、ジオサイト巡りでは平成28年度は5件、平成29年度は11件について白神八峰ガイドの会に依頼がある。



## (10) ジオツアーと集客、ガイド養成について

旅行業法令による制約もあり、協議会が主体とするツアーを実施しない現状にある。

ガイド養成については、八峰町がガイド養成講習を実施し、全日程を修了した人に対してガイド認定書を交付する。ただし、八峰白神ガイドの会に入会しなければ交付せず、その上でガイド活動をするためには、原則1年間のインターンを経験することとされる。こうしたガイド養成ルールにより、会員71名の内、実働稼動人数が23名という状況がある。さらに、月1回程度ガイド研修会を行い、情報交換や危険箇所の把握をしている。ガイド講座には白神山地実践ガイドとジオサイト実践ガイドがあり、加えてジオサイト研修ガイドの3種類がある。

ガイド手配は、八峰白神ジオパーク推進協議会事務局にて行われ、ガイド本人用傷害保険と来場者への賠償責任保険に加入している。

### 例 ジオサイト（白神のスフィンクス）と案内看板

日本語説明と英語説明が併記された説明図

写真でわかりやすく表現される



## 6. 考察

・新規認定審査では公開プレゼンテーションで認定に値する評価結果を得られなければ、現地審査にはならない審査ルールなど、年々にその審査レベルが上がっているとの説明をあらためて今回の視察においても聴取できた。

・地質・地層の学術的な確実な調査は認定における極めて重要な要点であるが、これにとどまらず、歴史・文化の視点と生態系への視点にも十分に配慮してジオストーリーを描き、誰にも理解される組み立てが極めて大切である。

・ジオサイトについて、ジオツアーとして巡ることから、場所数をやみくもに多くするのではなく、距離・時間的にもあまりに点在するサイトは学術的な価値があっても、ジオパークにおける持続可能性を考えると選択は必要である。

・学術面、ストーリー性、ツアー面、ガイドの量と質の維持など、全体のバランスを見据える総合性、あるいは総合力がジオパークエリアの大小にうまく馴染んでいなければならない。

・八峰白神ジオサイトにおいても拠点場所（施設）から手短かな選択肢がある。

・上記に照らし合わせ、飛騨山脈ジオパークにおける現状などを鑑みる時、関係人口こそ類似しているものの、ジオサイトが広い範囲で点在するため、このことがどうしてここに関係しているか、確かに一定の専門的な説明があるものの、目に入る印象としては不足していないかと考えてしまう。広範囲な山脈のため、山ごと、一座、一座と溪谷に例えるならば、ジオサイトとしてひと括りにせず、エリアあるいはブロックごとのサイトのストーリー性やツアー性を明確化する必要性にも配慮すべきである。来訪者の満足度を高める「プログラム」、「食」、「土産」の充実を図る取り組みは大切である。なお、来訪者は交通の不利地域であるために、「宿」に関することでは、数多くの既存施設を利用することで対応することから、受け入れの周知徹底で十分である。そのためには、八峰白神ジオパークでのガイド人数とガイドの質の維持では到底足りない。入念な準備として、ガイドは等級別にし、ジオサポーター制への取り組みを通じて関心を持つ人達の裾野の拡大活動を進め、子ども会員による活動にも期待したい。また、地域活性化に向けて、民間主導ということだけではなく、しっかりとした行政の後方支援が当面は必要である。さらに、対象地域となる地域住民の参加はもちろんであるが、暮らしの維持が前提となる経済環境をさらに向上させるとともに、交流者や移住者のうち、この分野に関心のある人達への情報発信や雇用の場として整えられるかも重要である。

飛騨山脈ジオパーク推進協議会では、「奥飛騨は地質の宝庫」とも称している。この事実をいかにして身近なことに例えられるかも重要である。

#### ○飛騨山脈ジオパーク推進協議会の現在の取り組み

写真：ジオサイトの案内看板設置の状況

(平成30年6月8日撮影 上宝支所の駐車場)



#### ・新規認定審査に向けて

飛騨山脈ジオパーク構想では、飛騨山脈には日本列島の形成に関わる岩石や、継続的な地殻変動の痕跡が随所にみられる。その分布の範囲は高山市に流れる河川流域の中で高原川流域、小八賀川流域、荒城川流域に集約されており、この狭い範囲で日本列島の成り立ちを体験できる特徴的な場所であると説明されている。こうした、根幹となる事項から、各ジオサイトでの評価シートを用いて、さらに自己評価を重ねている最中であり、30年度中には公開プレゼンテーションに向けた準備を終える予定である。

#### ・ジオサイトの価値評価と保全方法の科学的な裏づけ

学者の専門的知見を活用し、日本に唯一、世界に唯一である資源であることを示す取り組みを図っている。またジオサイトそのものの魅力以外に、ジオサイトが造り出した山岳風景とその風景が望める最適な地点を獲得し、眺望位置の選択をするなど価値評価の向上を模索している。

#### ・ジオガイドの養成

ガイド養成講座を「初級・中級・上級」に分類して開催する計画である。また、すでにある山岳ガイ

ド組織に対しては上記のとおりだが、飛騨山脈ジオパーク構想での根幹となる説明についても取り入れてもらおう。

・まとめ

全国各地のジオパーク推進協議会の設立から、概ね2年間程度で新規認定審査に挑み、認定されてきたが、現状の審査は日本ジオパークとしてのふさわしさを自らの発信力だけにとどまらず、すでに認定された場所との組織・運営面など様々な比較にさらされている。八峰白神ジオパークのように、ジオパークとしては小さな範囲でも内容の充実や、地域全体として住民・行政・研究者などの関係者がともに考え続けているか、常に向上させる覚悟があるかも問われ続けている。飛騨山脈ジオパークでは、飛騨山脈という括りであるが、山は頂上があり、そこからは方向により長野県、富山県へとつながっており、高山市だけの資源ではない。山脈は広領域なことから、本来は飛騨山脈ジオパークとしての関係者はもっと多い。地域における、NPO団体や山岳関連団体が過去に取り組んできた活動や人材を活用するなど、厚みのある推進協議会にできるかが極めて重要であるということを視察を通じて再考した。

最後に、ジオパークとしての持続可能な運営が整うのかが問われ、これに対処できるトータルプランが追求されなければならない。ただすばらしく貴重な資源と言うだけではいられない状況にある。また、必要な行政支援については、当面の間なのか、将来にわたりなのか、明確な判断はできない。